

協力企業との適正取引の推進に向けた自主行動計画

一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会

2019年10月21日制定
2026年 3月13日改正

一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会（以下「建産協」という）は、2008年に経済産業省が策定した「建材・住宅設備産業取引ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）、また2019年に建産協で策定した「協力企業との適正取引の推進に向けた自主行動計画」（以下「自主行動計画」という。）に基づき、取引の適正化に努めてきた。

建材・住宅設備産業は、住宅に関わるあらゆる種類の商品を取り扱う業界の集合体であり、商品を構成する部品点数も多数に及ぶ。また、多くの企業が中小受託事業者との取引を採用しており、その取引の特徴は、以下の通りである。

- ・ 施主から部材メーカーに至るまで多層構造を形成
- ・ 建材・住宅設備産業が取り扱う商品が建物として完成するためには施工が必要
- ・ 購買、製造委託、工事を伴う取引等様々な取引形態が存在

このような多層的、かつ多様な取引を含む建材・住宅設備産業における受託取引の適正化を図るために、また大企業間取引や中小企業間取引を含めたサプライチェーン全体での適正取引を促すために、会員各社は、2026年1月から施行された「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（以下「取適法」という）及び「受託中小企業振興法」（以下「振興法」という）等関係法令を遵守し、2025年12月に改訂されたガイドラインに基づき、取引適正化の取組みを一層進めるべく、建産協は自主行動計画を改定することとした。

建産協は、会員各社がガイドライン及び政府の基準等を着実に履行するための支援及び会員各社の事例を共有することにより、会員各社の適正な取引を実現するために、自主行動計画に則った行動を行う。

「建材・住宅設備産業取引ガイドライン 令和7年（2025年）12月改訂」については各企業の社内また取引先等社外への徹底的な周知に努められたい。
「自主行動計画」を実行するに際しては、関連する法令や他のガイドライン等を確認すること。

1. 建材・住宅設備産業における適正取引を推進するための自主行動計画について

会員各社が、関係法令等やガイドラインに基づき、以下の点に留意しながら適正な取引を実現するよう推進する。

A. 取引段階ごとの対応

(1) 見積時の留意点

■ 価格交渉・価格転嫁

- ① 中小受託事業者における賃金の引上げが可能となるよう、発注者・受注者間で十分に協議して取引対価を決定することとする。
- ② 毎年9月及び3月の「価格交渉促進月間」の機会を捉える等により、少なくとも年に1回以上の価格協議を行うものとする。
- ③ 労務費、原材料費、エネルギー価格等が上昇した場合等であって、中小受託事業者からの申出があったときは、遅滞なく協議に応じるものとする。特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとする。
- ④ 人手不足や最低賃金の引上げに伴う労務費の上昇など、外的要因により中小受託事業者の労務費の上昇があった場合、その影響を加味して中小受託事業者と十分に協議した上で取引対価を決定する。
- ⑤ 労務費の転嫁に際しては「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和8年1月1日改正 内閣官房・公正取引委員会。以下「労務費の指針」という）に掲げられている、「事業者が採るべき行動／求められる行動」を適切にとった上で、取引対価を決定する。その際、「労務費の指針」別添「価格交渉の申込み様式」の活用も併せ、労務費の上昇分を適切に転嫁できるよう協議するものとする。
- ⑥ 委託事業者は、以下に掲げる行為を始めとする、合理性又は十分な協議を欠く原価低減要請（原価低減を求める見積り又は提案の提出要請を含む。）を行わないものとする。
 - ・ 具体的な根拠を明確化せず、又は目標数値のみを提示して、原価低減要請を行うこと。
 - ・ 原価低減要請に応じることが発注継続の前提であることを示唆して、事実上、原価低減を押し付けること。
 - ・ 口頭で削減幅等を示唆した上で、中小受託事業者から見積書の提出を求めること等、書面等の記録を残さずに原価低減要請を行うこと。
 - ・ コスト削減効果を十分に確認しないで取引対価に反映すること。
 - ・ 中小受託事業者側の努力によるコスト削減効果を一方的に取引対価へ反映すること。
- ⑦ 受注者からの要請の有無にかかわらず、発注者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けていくことが重要である。
- ⑧ 取引上の交渉の際に、威圧的な言動による交渉を行わないこととする。

■ 買ったたきの禁止、協議に応じない一方的な代金決定の禁止

値決めに当たっては買ったたきとならないよう注意しなければならない（取適法第5条第1項第5号参照）。

しかし、市場価格の把握や著しく低いかな否か、不当な決定方法かな否かの判断は、必ずしも明白ではないので、買ったときに該当するおそれのある行為類型や協議に応じない一方的な代金決定に該当するおそれのある行為類型について、取適法運用基準（令和7年公正取引委員会事務総長通達第13号）やガイドラインなどであらかじめ把握した上で、適切に価格設定を行う。

また、中小受託事業者が価格協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に取引価格を決定することは禁止される（取適法第5条第2項第4号）。

（2）発注時の留意点

■発注内容等の明示義務

①取適法が適用される場合、委託事業者は、発注に際して一定の事項をすべて記載した発注書面又は電磁的方法により直ちに中小受託事業者に明示しなければならない（取適法第4条）。

中小受託事業者からの承諾がなくとも、電磁的方法による明示が認められるようになったが、後から書面交付を求められた場合には、発注内容等を改めて書面で交付する必要がある。

発注書面又は電子的記録等に記載すべき事項は、「取適法第4条の明示に関する規則」（以下「4条明示」という）により具体的に定められており、いずれも契約上重要な事項である。

その内容は、委託事業者及び中小受託事業者の名称、製造委託等をした日、給付の内容、給付を受領する期日、給付を受領する場所、検査完了期日、製造委託等代金の額、製造委託等代金の支払期日、債権譲渡担保方式等で支払う場合はその内容（金融機関名、貸付又は支払可能額等）、原材料等を有償支給する場合はその内容（品名、数量、対価、引渡期日、決済期日、決済方法）等である。

②取適法が適用されない取引でも、権利義務の範囲を明確にし、発注書面又は電子的記録等を明示することに努める。

■支払期日を定める義務

①製造委託等代金の支払期日は、給付を受領した日から起算して60日以内で、かつできる限り短い期間内で定める（取適法第3条）。給付を受領した日とは、検収の有無にかかわらず、委託事業者が中小受託事業者から給付の目的物を受領した日（納品の日）である。支払期日を定めなかった場合は、給付の受領日が製造委託等代金の支払期日となる。

②取適法が適用されない取引でも、いたずらに支払期日を後ろ倒しするなど相手方に不利益となるような支払期日を設定しない。

■納期及び納入頻度の適正化等

①委託事業者の都合により、やむを得ず、中小受託事業者が残業、休日出勤等により対応せざるを得ない短納期発注、週末発注等を行う場合には、委託事業者はその追加コスト

を負担するものとする。

(3) 発注変更時の留意点

■ 不当な給付内容の変更の禁止

① 中小受託事業者に責任がないのに、委託事業者は、発注の取消又は発注内容の変更を行わない（取適法第5条第2項第3号）。

■ 発注内容を変更する場合の留意点

① 委託事業者は、当初の発注内容と異なる作業を要請することが新たな製造委託等をしたと認められる場合には、変更内容及びその理由、製造委託等代金の額等の必要事項を記載した書面等を改めて明示する必要がある。

② 委託事業者は、仕様、納期等を明確にして発注するものとし、既に発注した物品等に係る設計、仕様等を変更しようとするときは、中小受託事業者に損失を与えることとならないよう十分に配慮して変更するものとし、かつ、その変更による追加コストは委託事業者が負担するものとする。

(4) 受領時の留意点

■ 受領拒否の禁止

① 中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、中小受託事業者に委託した給付の受領を拒まない（取適法第5条第1項第1号）。

受領拒否には、発注の取消し（契約の解除）をして、給付の目的物を受領しない行為も含まれる。委託事業者が中小受託事業者に委託するものは、委託事業者の仕様等に基づいた特殊なものが多く、他社への転売が不可能であることから、委託事業者は、原則として受領を拒否することはできない。

例外的に「中小受託事業者の責めに帰すべき理由」があるとして受領を拒否できるのは、中小受託事業者の給付の内容が明示された委託内容と異なる場合、中小受託事業者の給付が明示された納期に行われない場合に限られる。

(5) 受領後の留意点

■ 不当な返品 of 禁止

① 中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、中小受託事業者から納入された物品等を受領後に返品しない（取適法第5条第1項第4号）。

受領後の検査の結果、例外的に「中小受託事業者の責めに帰すべき理由」があるとして返品できるのは、注文と異なる物品等が納入された場合であって、受領後速やかに引き取らせる場合などに限られる。

■ 不当なやり直しの禁止

① 中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、中小受託事業者から納入された物品等を受領後にやり直しをさせない（取適法第5条第2項第3号）。

例外的に「中小受託事業者の責めに帰すべき理由」があるとして、委託事業者が費用を

全額負担することなく、中小受託事業者に対して「やり直し」をさせることができるのは、中小受託事業者の給付の内容が「4条明示」に明示された委託内容と異なる場合などに限られる。

(6) 支払時の留意点

■製造委託等代金の減額の禁止

①中小受託事業者)の責めに帰すべき理由がないのに、発注時に決定した製造委託等代金を発注後に減額しない(取適法第5条第1項第3号)。

例外的に「中小受託事業者の責めに帰すべき理由」があるとして、発注後に製造委託等代金の額を減じることができるのは、受領拒否又は返品の場合、委託事業者が手直しをした場合、契約不適合の存在又は納期遅れによる商品価値の低下が明らかな場合に限られる。

■支払条件

製造等委託代金の支払は、現金払いが原則である。取適法では手形払が全面的に禁止されており、さらに金銭及び手形以外の支払については、支払期日までに代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用することが禁止されている。電子記録債権(でんさい)、一括決済方式(ファクタリング等)についても、満期が支払期日を超えるものは利用不可であり、満期が支払期日を超えない場合でも、支払期日までに代金の額に相当する額の金銭を得ることが困難なものは禁止されている。

また、代金の振込手数料を中小受託事業者に負担させてはならない。

■支払遅延の禁止

製造委託等給付の受領日から起算して60日以内で、かつできる限り短い期間内で支払期日を定める必要がある。その支払期日に支払わない場合、支払期日を定めなかった場合は中小受託事業者からの給付の受領日に支払わない場合、給付の受領日から起算して60日を超えて支払期日を定めた場合は受領日から起算して60日目に支払わない場合に支払遅延となる。

また、金型・木型等を製造委託した場合、それらの代金は、給付を受領した日から起算して60日以内に定めた支払期日に支払わなければならない。製品とともに金型・木型等の製造を発注した場合、それらの代金は製造委託等代金として給付を受領した日から起算して60日以内に定めた支払期日に支払わなければならない。

■遅延利息の支払義務

①委託事業者は、製造委託等代金をその支払期日までに支払わなかったときは、中小受託事業者に対し、給付を受領した日から起算して60日を経過した日から支払日までの期間の日数に応じ当該未払金額に年14.6%を乗じた額の遅延利息を支払う(取適法第6条第1項)。

②委託事業者は、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに製造委託等代金の額を減じたときは、中小受託事業者に対し、製造委託等代金の額を減じた日又は中小受託事

業者の給付を受領した日から起算して 60 日を経過した日のいずれか遅い日から当該減じた額の支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該減じた額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払う(取適法第 6 条第 2 項)。

- ③取適法上の義務ではないが、委託事業者が 60 日を超えない日を支払期日として約定していた場合、その支払期日から、給付受領日から起算して 60 日までは、約定利息(特に定めていなければ年 3%)を支払う。

■有償支給材の対価の早期決済の禁止

製造委託等代金の支払時に委託事業者が有償支給した材料代金債権をもって相殺できるのは、当該製造委託等代金の対象となった製品に使用された分の原材料の代金相当額のみであり、製造委託等代金の対象となった製品に支給した原材料が使用されたか否かが明確でない場合には、有償支給材の代金の回収を遅らせる等して、有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止(取適法第 5 条第 2 項第 1 号)に違反しないように十分配慮する。

■支払方法の改善

①製造委託等代金の支払方法を合意するに当たっては、委託事業者は、中小受託事業者の資金繰りについて関心を持つように努めた上で、中小受託事業者に複数の選択肢を示すとともに、両者で十分な協議を行い、その経緯を委託事業者は記録・保存しておくことが望ましい。

②契約期間が長期かつ金額が大きい取引は、委託発注者からの支払時期と中小受託事業者への支払時期が異なるため、前払比率、期中払比率をできる限り高めるよう努める。また、支払方法の改善を進めるにあたっては、大企業間の取引で支払条件が改善されない結果、中小受託事業者への支払方法の改善が進まない事象がある場合、大企業は率先して大企業間取引分の支払条件の見直し(現金払い化等)などを進める。

③2027 年 3 月末の約束手形・小切手の利用の廃止に向け、理事会等において、主要な会員企業の経営陣に直接働きかけること、また会員連絡会での周知等により、会員企業における支払の現金払化を進めることとし、現金払化が難しい場合には電子記録債権等の電子的決済手段への移行を進める。

■型・治具代金の支払

①製品の製造委託等の場合において、金型以外の樹脂型、木型、プラスチック型などの型や治具の代金についても、当該型・治具の製造を委託し、それを受領した場合、受領した日から起算して 60 日以内に全額を支払う。

②製品の製造を委託し、受託中小事業者が製造した(又は型等のメーカーに再委託して受領した)型・治具が他に納入されず、中小受託事業者のもとに留まる場合には、中小受託事業者と十分な協議を行った上で、型・治具の代金、その支払方法等を決定する。

③中小受託事業者が、専ら委託事業者に納品する製品の製造のためだけに使用される当該型・治具の代金について一括払いを要望したときには、可能な限り速やかに支払うよう努める。

(7) 中小受託事業者に対する要請時の留意点

■購入・利用の強制の禁止

中小受託事業者に注文した給付の内容を維持するためなどの正当な理由がないのに、委託事業者が指定する製品（含自社製品）・原材料等を強制的に中小受託事業者に購入させたり、サービス等を強制的に中小受託事業者を利用して対価を支払わせない。（取適法第5条第1号第6号）

■不当な経済上の利益の提供要請の禁止

①委託事業者は、中小受託事業者に対し、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させない

（取適法第5条第2項第2号）。

②中小受託事業者に対して協賛金、協力金、陳列応援、センターフィー、試作品・サンプルの作成その他名目を問わず経済上の利益の提供を要請する場合には、当該要請が委託側の優越的地位を背景にしているか、受託側に直接的な利益があるかなど、客観的な必要性・合理性があることを確認した上で、負担額及びその算出根拠、使途、対価その他の条件を事前に明確化し、中小受託事業者の直接的な利益に十分配慮して協議を行い、書面等により合意することに留意する。

③運送に係る役務提供委託又は特定運送委託をした委託事業者が、中小受託事業者に対し、運送の役務を提供させることに加えて、無償で、運送の役務以外の役務（荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等）を提供させることは、取適法第5条第2項第2号に該当することに注意する。

■金型・木型等の保管・管理の適正化

①委託事業者及び中小受託事業者は、「型取引の適正化について」（令和2年1月17日20200110中第2号）を踏まえ、型の保管・廃棄等の適正化の取組を行うものとする。

②委託事業者は、中小受託事業者と次の事項について十分に協議した上で、できる限り、生産に着手するまでに双方が合意できるよう努めるものとし、それが困難な場合には、生産着手後であっても都度協議できるようにする。

- ・型を用いて製造する製品の生産数量や生産予定期間（いわゆる「量産期間」）
- ・量産期間の後に型の保管義務が生じる期間
- ・量産期間中に要する型の保守・メンテナンスや改造・改修費用が発生した場合の費用負担
- ・再度型を製造する必要がある場合の費用負担
- ・試作型の場合にはその保管期間や保管費用の負担

③前項の量産期間の後、補給品や補修用の部品の支給等のために型保管を中小受託事業者に求める場合、中小受託事業者と十分に協議し、双方合意の上で、次の事項について定める。

- ・中小受託事業者に型の保管を求める場合の保管費用の負担
- ・型の保管義務が生じる期間

- ・型保管の期間中又は期間終了後の型の返却又は廃棄についての基準や申請方法
 - ・型保管の期間中に、生産に要する型のメンテナンスや改修・改造が発生した場合の費用負担
 - ・再度型を製造する場合の費用負担
- ④委託事業者は、中小受託事業者に対して自らの型取引の適正化の取組を行うとともに、自らの取組の効果をサプライチェーンの末端まで浸透させるため、中小受託事業者に対し、取引先に対して型取引の適正化に取り組むよう働きかけを行うものとする。サプライチェーン各層の事業者は、それぞれ不要な型の廃棄等、型取引の合理化を図るものとする。

B. その他留意すること

(1) 配送委託における留意点

■小口・多頻度配送の要請

委託事業者が、これまでの取引よりも多頻度小口配送によりコスト増が確実に見込まれるため従来の単価では対応できないとして中小受託事業者から見積書を提出したにもかかわらず、一方的に通常の対価相当と認められる中小受託事業者の見積価格を大幅に下回る単価で製造委託等代金の額を定めることは、買ったときに該当するおそれがあることに注意する（取適法第5条第1項第5号）。

■荷主の立場からの適正取引の取組

①近年、長時間労働・低賃金という労働環境からドライバー不足が深刻化しているが、適正な運賃水準が確保されなければ物流を担う人材の確保が困難となるほか、安全にも支障が及びかねないことから、自らの産業の発展や社会的責務の観点から適正取引に取り組む。

取適法適用対象となる取引類型として、「特定運送委託」として4つの類型が追加されたことに留意する（取適法第2条第5項）。

②荷主として運送業者等に委託を行う取引については独占禁止法の物流特殊指定が適用される場合があるとともに、貨物自動車運送事業法においても、過積載や過労運転など同法違反行為が主として荷主の行為に起因して発生した場合には、荷主に対して再発防止措置を勧告する場合がある。また、荷待ち時間の削減等については、着荷主の立場からの協力も必要となる場合がある。

こうしたことから、建材・住宅設備産業においても、「トラック運送業における適正取引推進ガイドライン」に記されているとおり、荷主の立場から問題となる行為に関して、関係法規等に留意しながら、適正取引に向けて取組を進めていくことが望ましい。

<参考資料一覧：国土交通省ホームページで公開>

- ・トラック運送業における適正取引推進ガイドライン：取引上の問題点と望ましい取引形態

- ・トラック運送業における書面化推進ガイドライン：契約書の記載事項や様式例等
 - ・荷主勧告制度について
 - ・運送契約時コンプライアンスチェックシート：契約時のチェックシート例
- ③荷主として、運送業者等に委託をおこなう取引において、適正な運賃水準となるよう配慮する。

■物流の負担軽減・適正化・効率化に向けた取組

効率的な物流を実現するためには、発荷主事業者、着荷主事業者、物流事業者が連携協働して、現状の改善を図るための取組みを実施することが重要である。

業界特有の状況も踏まえた具体的な対応を進めていくため、「建材・設備物流における納品条件適正化に向けたガイドライン」に基づき、サプライチェーン関係者全体で、商慣習の見直し、納品条件の適正化などに取り組むことで、荷待ち・荷役作業等にかかる時間の短縮や物流の負担軽減・適正化を図ることが求められる。

<参考資料：経済産業省ホームページで公開>

- ・建材・設備物流における納品条件適正化に向けたガイドラインについて

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/jyutaku/20240318_02.pdf

(2) 事業継続に向けた留意点

委託事業者は、中小受託事業者の事業承継の状況の把握に努め、サプライチェーンの機能維持のために、必要に応じて計画的な事業承継の準備を促すなど事業継続に向けた適切な対応を行う。

具体的には、中小受託事業者と対話した上で、その実態に応じて、事業承継の円滑化に向けた経営改善支援、後継者の育成、引継先のマッチング支援等を行う。

(3) 働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善に向けた留意点

①委託事業者は、自らの取引に起因して、中小受託事業者が労使協定の限界を超える時間外労働や休日労働などによる長時間労働、これらに伴う割増賃金の未払いなど、労働基準関係法令に違反するようなことのないよう、十分に配慮する必要がある。

②短納期又は追加の発注、急な仕様変更などを行う場合には、中小受託事業者が支払うこととなる残業代等の増大コストを負担する。

③中小受託事業者の人員、業務量の状況を可能な限り把握することに努め、以下に掲げる行為をはじめ、中小受託事業者の働き方改革を阻害し、不利益となるような取引や要請は行わない。

- ・適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更
- ・無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
- ・委託事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払い遅延
- ・委託事業者自らの人手不足や長時間労働削減に起因した、適正なコスト負担を伴わな

い人員派遣要請や付帯作業の要請

- ・過度に短納期となる時間指定配送、過剰な欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- ・納期や工期の過度な特定時期への集中

(4) 自然現象による災害等への対応に係る留意点

- ①自然現象による災害（天災）等の緊急事態の発生に伴い、サプライチェーンが寸断されることのないよう、委託事業者と中小受託事業者は連携して事業継続計画（BCP）の策定や事業継続マネジメント（BCM）の実施に努める。
- ②天災等が発生した場合、委託事業者は、中小受託事業者の被害状況を確認しつつ、中小受託事業者取引上一方的な負担を押し付けることがないよう十分に留意する。
- ③天災等によって影響を受けた中小受託事業者が、事業活動を維持し、又は再開する場合には、できる限り、その復旧を支援するとともに、従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮する。

(5) 知的財産の取り扱いに係る留意点

- ①取引適正化のため、知的財産取引に関するガイドライン※に基づく取引の実施に努める。
- ②「契約書ひな形」※に基づく取引の実施に努める。（※）知的財産取引の適正化について https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/chizai_guideline.html
- ③中小受託事業者の秘密情報（ノウハウ含む）の提供や開示を強要しないものとする。
- ④委託事業者は、製造委託等を行うに当たり、委託本来の目的に照らして合理的に必要と考えられる範囲を超えて、中小受託事業者の有するノウハウ、アイデア、レシピ等の技術上若しくは営業上の秘密情報又は技術指導等の役務の提供を求めないものとする。

(6) フリーランスとの取引に係る留意点

特定受託事業者となるフリーランスとの取引においても、発注時の取引条件を明確にする書面等の交付を行うなど、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」※（フリーランス・事業者間取引適正化等法、2024年11月施行）に基づく適切な取引を行うものとする。

※

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html

なお、取適法とフリーランス・事業者間取引適正化等法の関係について、取適法とフリーランス・事業者間取引適正化等法のいずれにも違反する行為については、原則としてフリーランス・事業者間取引適正化等法を優先して適用することとされていることに留意する。

(7) 委託事業者に対する協議を中小受託事業者から申し出やすい環境の整備

申し出やすい環境の整備のため、価格交渉等の中小受託事業者による定期的な協議の申出があった場合には、これに応じるものとする。

C. パートナーシップ構築宣言の実施及び浸透

サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、「発注者」側の立場から宣言する「パートナーシップ構築宣言」が設立されている（「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」（2020年5月））。

会員企業は、取引先との共存共栄を目指すため、パートナーシップ構築宣言について、以下のとおり実施と浸透に努めるものとする。

- (1) 委託事業者は、全国中小企業振興機関協会のパートナーシップ構築宣言ポータルサイト※に掲載されているひな形を基に、パートナーシップ構築宣言を行うよう努めるものとする。また、パートナーシップ構築宣言を行った委託事業者は、取引の適正化に向けた施策の進展、自社を取り巻く取引環境の変化等を踏まえ、定期的に宣言内容の見直しを行うよう努めるものとする。

(※) <https://www.biz-partnership.jp/>

- (2) パートナーシップ構築宣言を行った委託事業者は、自社のパートナーシップ構築宣言について、社内における広報、訓示、研修等を通じ、営業、調達等に係る現場の担当者まで浸透するよう努めるものとする。また、中小受託事業者に対し、自社がパートナーシップ構築宣言を行っている旨及びその内容の周知に努めるものとする。
- (3) ゼネコン、ビルダー、工務店等団体の上流を含む関係業界では、会員企業のパートナーシップ構築宣言の拡大が取引適正化の前提であると認識し、会員への周知徹底および実施の要請を積極的に進めるものとする。委託事業者は、振興基準に則り、サプライチェーン全体での価格転嫁の円滑化や取引条件の改善を確実に進め、共存共栄を図るため、パートナーシップ構築宣言を行うとともに、定期的な宣言内容の見直し等を行っていくことに努めるものとする。

(参考) 建産協でのパートナーシップ構築宣言の宣言実施状況（2026年2月末現在）

- ・会員企業数 48 社、うちパートナーシップ構築宣言を実施した企業数 28 社、その割合 58%
- ・会員企業のうち資本金 3 億円を超える企業数 43 社、うちパートナーシップ構築宣言を実施した企業数 27 社、その割合 63%

2. 自主行動計画の推進管理について

A. 建産協の取り組み

- (1) 建産協は、会員各社が自主行動計画の遵守状況を把握することが出来るように、別紙の「協力企業との適正取引の推進に向けた自主行動計画チェックリスト」の活用を促す。
- (2) 建産協は、会員各社が適正取引に関する知識を正しく理解するために必要な関連法規や最新情報等を「会員連絡会」「建産協通信」「メルマガ」等を通じて提供する。
- (3) 建産協は、会員各社がガイドラインや自主行動計画に則り適正取引を確実に実施しているかを定期的に調査し、結果を会員にフィードバックする。
- (4) 建産協は、業界全体の取組を強化するために、会員各社の成功事例を収集し、会員各社へ情報提供するとともに、説明会や定例会議等様々な機会を活用し、取引適正化推進の課題となっている取組についての普及啓発活動を実施する。
- (5) 建産協は、サプライチェーン全体での適正取引の取組の強化を図るため、取引先上位業界による原材料費等の上昇分の価格転嫁や支払条件の改善等の推進を働きかける。

B. 会員各社の取り組み

- (1) 会員各社は、ガイドラインを踏まえ、チェックリスト等を活用して自主点検を行う。
- (2) 会員各社は自主点検の結果を踏まえ、社内ルール、マニュアルの整備、見直し又は社員研修などで適正取引を行うことを社内全体に周知・徹底する。
- (3) 会員各社は直接の取引関係がある企業に対しては、関連法令の遵守を含めた適正取引推進のための取組を周知する。
- (4) 会員各社は、建産協が実施する、適正取引の遵守状況に関する調査に応える。

3. 自主行動計画の見直しについて

建産協は、会員各社の取引の適正化を推進するため、経済産業省の要請を踏まえて、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に留意しつつ、自主行動計画（チェックリスト含む）を必要に応じ見直すこととする。

（自主行動計画 改定履歴）

2019年10月21日制定

2021年9月10日改正

2022年10月19日改正

2023年10月13日改正

2024年9月13日改正

2026年3月13日改正

【参考資料】

(1) 「受託適正取引等の推進のためのガイドライン」

中小受託事業者と委託事業者の間の望ましい企業間取引を推進するため、業種ごとにガイドラインを策定しています。

受託適正取引等推進のためのガイドライン（取引適正化ガイドライン）

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.html>

建材・住宅設備産業取引ガイドライン（令和7年12月改定）PDFファイル（3.5MB）

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline/09_kenzai.pdf

(2) 適正取引支援サイト相談窓口

中小受託取引に関する相談窓口を設置しています。

<https://tekitorisupport.go.jp/inquiry/>

(3) 営業秘密管理指針

経済産業省においては、事業者等が保有する技術・ノウハウ等の重要な情報が、「営業秘密」として不正競争防止法により保護されるために求められる秘密管理の水準等を示唆するとともに、事業者等が具体的な秘密管理を行うに当たって参考となる具体的な秘密管理方法等について記載した「営業秘密管理指針」を策定・公表しております。

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/trade-secret.html>

(4) 取引かけこみ寺事業

平成20年度以降、中小企業庁の委託事業（委託先：（公財）全国中小企業振興機関協会）として、「取引かけこみ寺」が47都道府県に設置され、中小企業者の取引上のトラブルの相談業務、紛争を調停等で解決する裁判外紛争解決手続（ADR業務）、及びガイドラインの普及啓発業務を実施しています。

<http://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/>

(5) 駆け込みホットライン

主に国土交通大臣許可業者を対象に、建設業に係る法令違反行為の通報を受け付ける窓口です。ただし、駆け込みホットラインは、建設業法に関する相談や民事に関する紛争の解決を目的とした窓口ではありません。

<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/01/010402.html>

(6) 建設業取引適正化センター

建設工事をめぐる元請下請間等の取引上のトラブルの相談窓口です。弁護士や専門家である相談指導員が苦情・相談等に対応します。紛争解決や、以後のトラブル防止に向けてアドバイスを実施するとともに、相談機関や紛争処理機関等を紹介しています。

<https://tekitori.or.jp/pages/47/>

(7) 知的財産ガイドライン

中小企業庁では、知的財産における取引の問題事例の防止や知的財産取引における企業間の共存共栄を図るため、「知的財産取引に関するガイドライン」を作成するとともに、知的財産に係る取引を行うに当たり注意すべきポイントをまとめたものとして、当該ガイドラインと併せ、契約書のひな形を作成しています。

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/chizai_guideline.html

(8) 建材・設備物流における納品条件適正化に向けたガイドライン

建材・設備物流における商慣習を見直し、納品条件の適正化に取り組むに当たり、サプライチェーン関係者の共通認識の醸成を図るため、アクションプランに基づき「建材・設備物流における納品条件適正化に向けたガイドライン」を策定しました。

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/jyutaku/20240318_02.pdf

(9) 建設業法令遵守ガイドライン

国土交通省では、「元請負人と下請負人間における建設業法令遵守ガイドライン」及び「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」を策定しています。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html